

薬 第 4 6 7 - 2 号

令和 8 年 8 月 1 2 日

さいたま市保健衛生局長
川 越 市 保 健 所 長
越 谷 市 保 健 所 長
川 口 市 保 健 所 長

} 様

埼玉県保健医療部長 縄田 敬子

(公印省略)

令和 8 年度税制改正によるセルフメディケーション税制

対象医薬品の届出等について (通知)

薬務行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和 8 年 8 月 7 日付けで厚生労働省医政局医薬産業振興企画課から標記について別添(写) のとおり通知がありましたのでお知らせします。

また、一般社団法人埼玉県薬剤師会会長、一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会埼玉県支部長、一般社団法人埼玉県医薬品卸業協会理事長、一般社団法人埼玉県医薬品配置協会会長及び埼玉県製薬協会会長には、別途通知しました。

なお、この通知は、薬務課ホームページに記載しています。

薬務課ホームページ：

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0707/hanbai/r080401~.html>

担 当 薬 務 課 販 売 指 導 担 当

電 話 0 4 8 - 8 3 0 - 3 6 2 2



事 務 連 絡
令和 8 年 8 月 7 日

各都道府県衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医政局医薬産業振興企画課

令和 8 年度税制改正によるセルフメディケーション税制対象医薬品の届出等について

令和 8 年度税制改正（以下「税改」という。）において、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）及び租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）が改正され、税制の適用期限の延長及び対象範囲の見直しが行われました。これを踏まえ、「租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の三第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等」（令和 8 年厚生労働省告示第 306 号）及び「租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の三第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等」（令和 8 年厚生労働省告示第 307 号）が令和 8 年 8 月 7 日に告示され、令和 9 年 1 月 1 日から適用されることとなりました。

このため、「令和 8 年度税制改正によるセルフメディケーション税制対象医薬品の届出等について」（令和 8 年 8 月 7 日付厚生労働省医政局医薬産業振興企画課事務連絡）（別紙）を関係団体宛てに送付し、会員企業等への周知について協力を要請したところです。

ついては、貴管内関係企業等に対しても、本事務連絡の内容について周知いただくよう御協力をお願いいたします。



(別 紙)

事 務 連 絡
令和 8 年 8 月 7 日

日本製薬団体連合会	}	御中
(公社) 日本薬剤師会		
(一社) 日本チェーンドラッグストア協会		
(一社) 日本医薬品卸売業連合会		
(一社) 全国家庭常備薬特品連合会		
(一社) 日本保険薬局協会		
日本一般用医薬品連合会		

厚生労働省医政局医薬産業振興企画課

令和 8 年度税制改正によるセルフメディケーション税制対象医薬品の届出等について

平素よりセルフメディケーション税制（以下「税制」という。）の運用にご協力いただき、感謝申し上げます。

今般、令和 8 年度税制改正（以下「税改」という。）において、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）及び租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）が改正され、税制の適用期限の延長及び対象範囲の見直しが行われました。これを踏まえ、「租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の三第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等の一部を改正する件」（令和 8 年厚生労働省告示第 306 号）及び「租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の三第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等」（令和 8 年厚生労働省告示第 307 号）が令和 8 年 8 月 7 日に告示され、令和 9 年 1 月 1 日から適用されることとなりました。

税改の内容及び税改後の税制対象医薬品の取扱い等について、下記のとおり通知しますので、十分御了知の上、傘下企業に対して周知いただくとともに、適切な運用に遺漏のないよう御対応をお願いいたします。

記

1. 税改の内容について

- 税制の適用期限について、税制対象となるスイッチ OTC 医薬品についてはその適用期限を撤廃（恒久化）し、それ以外の医薬品についてはその適用期限を令和 13 年 12 月 31 日まで 5 年延長することとされました。

○ 税制対象となる医薬品の範囲について、次のとおり見直されました。

- ① スイッチOTC医薬品以外の一般用医薬品等について、その対象に、消化器官用薬としての効能又は効果を有すると認められる医薬品（※１）及び生薬を有効成分として含有する鎮咳去痰薬としての効能又は効果を有すると認められる医薬品を追加することとされました（※２）。
- ② 税制対象となる一般用医薬品等に、体外診断用医薬品のうち、その使用による医療保険療養給付費の適正化の効果が著しく高いと認められるものとして一定のもの（※３）が追加されました。
- ③ 税制対象となる一般用医薬品等に、薬局製造販売医薬品で税制の対象となるスイッチOTC医薬品及び（上記①による見直し後の）スイッチOTC医薬品以外の一般用医薬品等と同じ有効成分を含有するものが追加されました。
- ④ 税制対象となる一般用医薬品等のうち、痩身・美容目的で使用されるものは、所要の経過措置を設けた上、税制対象から除外することとされました。その対象については、「セルフケア・セルフメディケーション推進に関する有識者検討会」（令和８年６月１９日取りまとめ。）の検討結果を踏まえ、防風通聖散又は大柴胡湯に基づく医薬品及びこれらを有効成分として含有する製剤とされました。

なお、防風通聖散に基づく医薬品及びこれを有効成分として含有する製剤については、既に税制対象の医薬品として市場で流通していることから、製造、輸入、流通又は在庫の状況を勘案し、令和１２年１２月３１日までの間は、なお税制対象医薬品として取り扱うこととされています。

※１ 次の効能又は効果を有する医薬品

- ・胃腸薬（胃腸鎮痛鎮けい薬、健胃薬、止瀉薬、制酸薬、整腸薬、制酸・健胃・消化・整腸を２以上標榜するもの）、浣腸薬、瀉下薬
- ・外用痔疾用薬、内用痔疾用薬

※２ ニコチンを含有する製剤を除く。

※３ 次の一般的名称の体外診断用医薬品

- ・一般用黄体形成ホルモンキット
- ・一般用 SARS コロナウイルス抗原キット
- ・一般用 SARS コロナウイルス抗原・インフルエンザウイルス抗原キット

○ 以上を踏まえ、令和９年１月１日以後については、別添１の薬効欄に掲げる効能又は効果を有し、かつ、成分欄に掲げる有効成分を含有する医薬品（※１）が税制の対象となりますので、御了知の上、２．及び３．に示す対応への御協力をお願いいたします。

なお、スイッチOTC医薬品以外の一般用医薬品等について、新たな有効成分が追加されたことに伴い、既に税制対象となっている効能または効果を有する医薬品（※２）の範囲が拡大されたことについても、御留意ください。

※１ 漢方製剤及び生薬製剤を含む（別添２参照）。

※２ 次の効能又は効果を有する医薬品

外用鎮痛消炎薬、解熱鎮痛薬、鎮咳去痰薬、かぜ薬、鼻炎用点鼻薬、鼻炎用内服薬、抗ヒスタミン薬、その他のアレルギー用薬

2. 医薬品製造販売業者の皆様へのお願い

(1) 税改後追加対象医薬品の届出について

別添1に掲げる薬効欄及び成分欄をご確認の上、税改後の追加対象医薬品については、「セルフメディケーション対象医薬品（変更）届出書」（別添3）を、各製造販売業者から

セルフメディケーション・データベースセンター（selmetax-jsm-dbc@healthcare.ne.jp）宛てに、【令和8年10月1日まで（※）】にご提出ください。

届出に当たり、ご不明な点がございましたら、同アドレス宛てに電子メールでお問い合わせください。

● 電子メールアドレスを変更していますので、ご注意ください。

※ 新製品に係る届出は随時受け付けます。

(2) 新たな税制対象医薬品の届出及び販売名等の変更又は販売中止の届出について

これまでと同様に、①新たなスイッチOTC医薬品を発売する場合、②販売名を変更した場合、③販売を中止して品質保証期限が切れた場合には、速やかに、「セルフメディケーション対象医薬品（変更）届出書」（別添3）を、各製造販売業者からセルフメディケーション・データベースセンター（上記アドレス）宛てにご提出ください。

特に、新たな税制対象医薬品を発売する場合は、発売時点で医薬品小売業者に情報が行き渡るよう、十分な余裕をもって届出いただくよう、お願いいたします。また、提出時には届出書中の備考欄に「追加」「販売名変更」「販売中止」等、提出内容が判別できるよう記載してください。

届出に当たり、ご不明な点がございましたら、同アドレス宛てに電子メールでお問い合わせください。

なお、現行の税制対象品目一覧については、厚生労働省ホームページ（<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124853.html>）に掲載しています。

(3) 税改後除外対象医薬品及び税改後追加対象医薬品に係る共通識別マークの表示について

これまで、税制対象医薬品については、日本一般用医薬品連合会の定める「共通識別マーク（※）」を包装上に表示いただいていたところです。

税改後追加対象医薬品については、令和9年1月1日以後、できる限り速やかに、共通識別マークを表示した製品を店頭に陳列いただくようお願いいたします。また、税改後除外対象となる防風通聖散に基づく医薬品及びこれを有効成分として含有する製剤に

については、令和 12 年 12 月 31 日までに共通識別マークの表示を削除した製品を店頭に陳列いただくようお願いいたします。

(※) 共通識別マーク



3. 医薬品小売業者の皆様へのお知らせ

医薬品小売業者の皆様におかれては、引き続き、キャッシュレジスターが発行するレシート等の証明書類において、①税制対象医薬品の前にマーク（例えば「★」）を付すとともに、当該マークが付された商品が税制対象品目である旨（例えば「★印は税制対象品目」）をレシートに記載すること、②税制対象品目のみの合計額を区分して記載することについて、引き続き御対応をお願いいたします。

また、2.（1）により届け出られた税制対象医薬品の J A N コード等の情報を取りまとめ、税改後追加対象医薬品を含めた税制対象品目一覧を追って送付いたしますので、送付後は、P O S システムに税改後追加対象医薬品の情報を登録いただくようお願いいたします。

担当者連絡先 厚生労働省医政局医薬産業振興企画課
セルフケア・セルフメディケーション推進室
Email self-medication-tax@mhlw.go.jp
TEL 03(5253)1111 内線 4149